

金銭消費貸借契約公正証書 原案

本職は、当事者の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

貸主【貸主氏名】（以下「甲」という。）と借主【借主氏名】（以下「乙」という。）は、甲が乙に対し以下の約定により金員を貸付けることに合意し、本契約を締結した。

（消費貸借の合意）

第1条 甲は、乙に対し、【借入年月日】、金【借入金額】万円を以下の約定で貸付け、乙は、これを借受け、受領した。

（利息・遅延損害金の利率）

第2条 本貸付金の利息・遅延損害金の利率については、次のとおりとする。

- (1) 利息は付さないものとする。
- (2) 遅延損害金 年率【遅延利率】パーセント（年365日の日割計算、ただし閏年は年366日の日割計算）

（弁済方法）

第3条 乙は、甲に対し、第1条の借入金を、平成●●年●●月から平成○○年○○月まで、毎月●●日限り、各金●万円宛、●●回の分割で、甲に持参又は甲の指定する預金口座に振込送金の方法により支払う。

【甲の指定する預金口座】

金融機関名： 銀行
本支店名： 支店
預金種別：普通預金
口座番号：
口座名義：

（遅延損害金の支払）

第4条 乙は、甲に対し、期限後または期限の利益を失った場合には、その翌日から完済するまで、残元金に対し、遅延損害金を付加して支払う。

（期限の利益喪失）

第5条 乙に次にかかげる事項のひとつにでも該当する事由が生じたときは、何らの通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失するものとし、乙は、甲に対し、元金残額を一括して直ちに支払う。

- (1) 乙が第3条に定める分割金の支払いを2回分以上怠り、その額が金 万円に達したと

き。

- (2) 他の債務につき、仮差押、仮処分、強制執行、競売、執行保全処分を受けたとき。
- (3) 破産手続き開始・民事再生手続き開始の決定を受けたとき。
- (4) 国税滞納処分又はその例による差押を受けたとき。
- (5) 乙が住所の変更または所在地を移転、職業や勤務先・連絡先電話番号の変更を申告しなかったとき。
- (6) その他、本契約の条項に違反したとき。

(専属的合意管轄条項)

第6条 甲乙は、本契約に関して紛争が生じたときは、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意した。

(強制執行認諾条項)

第7条 乙は、本証書記載の金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。